

## 第946回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年7月13日（火）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，小室委員，佐浦委員

### 4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第945回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第946回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 6 議事

第1号議案 職員の退職手当について

伊東教育長 「6 議事」の第1号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

### 9 教育長報告

#### (1) 「コロナ禍の学校に関する請願書」への対応について

(説明者：布田副教育長)

コロナ禍の学校に関する請願書への対応について御説明申し上げます。資料は，1ページから3ページである。

はじめに，資料1ページを御覧願いたい。本年6月18日付けで，民主教育を進める宮城の会から「コロナ禍の学校に関する請願書」が提出された。この請願では，新型コロナウイルス感染症の感染対策に関すること，教育条件整備に関することの2項目について，対応を求めている。

まず，「請願事項1 感染症対策」については，校舎内消毒の実施やワクチンの早期接種への対応，PCR検査の実施等が挙げられている。これらについては，保健所の助言等を踏まえ，必要に応じて専門家による施設の消毒を実施すること，ワクチン接種の任意性を確保した上で接種を受けやすい体制づくりに取り組んでいくこと，PCR検査の定期受診よりも，平時の感染症対策や感染した際の感染拡大防止を徹底していくこと，教員の負担軽減を図るためスクールサポートスタッフの配置や必要な備品の整備を図っていくことなどにより，対応していきたいと考えている。

次に、「請願事項2 教育条件整備」については、コロナ禍における子供へのケアや、スクールソーシャルワーカーの配置、IT教育環境の整備に伴う専門員の配置、専門家による学校設備の安全点検、スクールサポートスタッフの配置、小中学校の適正規模や少人数学級の設置、高校のエアコン整備等、多岐にわたる要望が挙げられている。

まず、子供へのケアについては、文部科学省通知に基づいた生理用品の取扱いを遵守すること、就学援助制度の周知を徹底することなど、既存の制度を十分に活用し、対応していきたいと考えている。あわせて、県単独での実施が難しい事業については、全国知事会等を通じて国に財源の確保等を要望していく。また、相談窓口については各市町村教育委員会の考え方の下、各学校の実情に応じて設置運営され、適切に対応されているものと認識している。スクールソーシャルワーカーについては、全ての学校に対応しているところであり、IT教育環境については、総合教育センターの指導主事派遣等を通じて市町村を支援していくこととしている。学校の安全点検については、教職員だけで金属疲労や腐食等の状況が正確に把握できず安全性の確保が困難な場合は、専門家による点検が必要であることを指導しており、引き続き市町村教育委員会と連携して取り組んでいく。小中学校の適正規模については、地域の実情を考慮してそれぞれの市町村が検討していくことが重要であると認識しており、35人学級についても小学校においては国の方針に基づき着実に進めるとともに、中学校は国に引き続き要望を続け、高校は国の動向も見据えて検討していきたいと考えている。最後に、県立高校へのエアコン整備については、今年度中に普通教室への整備が完了する見込みであり、今後も各学校からの要望を踏まえ計画的に整備していく。

請願者に対しては、このような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## 10 議事

### 第2号議案 県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

(説明者：遠藤副教育長)

第2号議案について御説明申し上げます。資料は、4ページから10ページである。

はじめに、資料10ページを御覧願いたい。「1 制定理由」であるが、学校運営協議会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく制度で、平成29年3月の法改正により設置が教育委員会の努力義務となっており、このことに伴い、本県教育委員会においても、学校設置者として、学校運営協議会の設置推進を図るため、新たに規則を制定するものである。なお、学校運営協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号により非常勤特別職の公務員であるため、地方自治法第203条の2に基づき、報酬等の規定を条例に置く必要があるが、令和3年6月定例県議会において、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が可決されたため、本規則の制定を提案するものである。「2 主な制定内容」は資料に記載のとおりである。

次に、3にあるように、現在、モデル事業として、志津川高校、中新田高校、松島高校の3校を、学校運営協議会パイロット校として指定し、学校運営協議会の設置に向けて準備を進めている。年度の途中からでも、学校運営協議会として活動を展開していくことで、その成果が見込まれることから、本規則を8月1日から施行することとしている。

なお、規則の具体的な内容については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

それでは、規則の具体的な内容について、御説明申し上げます。資料5ページを御覧願いたい。第1条の趣旨であるが、本規則は本県教育委員会所管の学校における学校運営協議会の設置に関して法及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。第3条の目的であるが、教育委員会及び対象学校の校長の権限と責任の下、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者やその他の関係者の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、対象学校と、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことにある。第4条以降には、本協議会の組織及び運営等の基本事項について定めている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。第5条、意見の申し出であるが、対象学校の教職員の採用その他の任用に関しては、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項とし、特定の個人に係るものは除くこととしている。第8条、委員の任命についてであるが、委員は20名以内で、法律に定めのある地域住民、保護者等に加えて、対象学校の校長や学識経験者、関係行政等機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者とし、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命することとしている。資料7ページ、第10条には、協議会委員の守秘義務について定めている。

次に、資料9ページを御覧願いたい。第17条では、協議会の適正な運営の確保のために、教育委員会が必要に応じて指導、助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じる場合等に、適正な運営のための措置を講ずるものと定めている。

最後に、第18条にあるように、学校運営協議会の運営その他の学校運営協議会に関して必要な事項は教育長が定めることとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

- 佐 浦 委 員      パイロット校の3校は、どのような経緯で選定されたのか。
- 高 校 教 育 課 長      いずれも地元自治体や地域との連携が図られており、特に志津川高校に関しては、町を挙げて学校の魅力化をどう進めていくかということを検討していただいている。中新田高校についても同様に、魅力化に向けた推進協議会等を開催し、学校がどのように町に貢献できるかということや、町がどのように学校を支援できるかということを検討するなど、町と連携しながら学校運営を行ってきたという経緯がある。松島高校については、観光科設置以来、観光科の生徒を中心に観光ガイド等に熱心に取り組んでおり、町との友好な関係の基で学校運営がなされているという実績がある。そういった事情を踏まえ、当該3校をパイロット校として指定した。
- 齋 藤 委 員      第8条について、協議会委員は20人以内ということだが、全国的な傾向を踏まえてこのように設定されたのか。
- 高 校 教 育 課 長      他県等の状況も参考にしながら設定したものである。
- 齋 藤 委 員      小さな地区において20人の委員を任命することは難しいと思われる。あくまで20人は上限であるため、それよりも少ないことに問題はないと思うが、最低限何人の委員が必要と考えているか。
- 高 校 教 育 課 長      委員の下限について細かい想定はしていないが、学校運営協議会が学校の運営方針等について協議し、承認を経た上で実際の学校運営がなされていくという点を踏まえると、一定数は必要と思われる。そのため、少なくとも上限の半数以上が望ましいのではないかと考えている。
- 伊 東 教 育 長      (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1 1 課長等報告

### (1) 令和3年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明者：高校教育課長)

令和3年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について御説明申し上げます。資料は、1ページ及び別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 目的」であるが、本分析は、入学者選抜における学力検査問題について妥当性を検証し、今後の問題作成の改善に役立てること、また、検査結果から受験者の学習成果の実態を把握し、中学校における学習指導の参考とするものである。

次に、「3 分析方法」についてであるが、全日制課程の受験者のうち、50校400人の答案を抽出し、教科ごと、小問ごとにその状況を分析考察している。また、これに加えて、調査書点をもとに上位、中位、下位の3つの成績層に分け、階層別の得点率や誤答傾向についても分析を行った。

「4 分析結果」の「(1) 平均点」についてであるが、国語、数学、社会において平均点が上がったも

の、理科と英語では平均点が下がっている。なお、カッコ内の数値は、昨年度の第一次募集のものであり、受験者数が異なるので、参考として御覧いただきたい。「(2) 得点分布」についてであるが、別冊資料の3ページに、総点の度数分布を、4ページには各教科の度数分布を示しているの、後ほど御覧願いたい。「(3) 各教科の概況」では、得点率・無答率等について分析し、各教科の概況をまとめている。表の一番下にある「各教科共通」の欄を御覧願いたい。各教科・分野における基礎的・基本的な事項を問う問題では正答率が高い傾向にあり、知識の定着がみられるが、習得した知識を組み合わせたり、複数の資料から情報を読み取り整理し、それらを基に表現して答える問題については、正答率及び得点率が低く、無答率も高い傾向にある。

これらのことから、中学校・高校ともに、基礎的・基本的な知識及び技能を単に習得させるだけではなく、習得した知識を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、各教科において、協働的な活動等を適切に位置づけ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業の構成や指導の在り方を一層工夫改善していくことが必要であると考えている。

以上が分析結果についての報告であるが、高校入試は中学校教育と高校教育を円滑に接続させる役割を担うものであるの、この分析結果を中学校及び高校の教員を対象とした教科研修会等において周知し、中学校・高校双方の指導に生かしていきたいと考えている。

なお、別冊資料には、各教科の更に詳細な「分析結果の概況」、「問題」、「正答と配点」、「正答率、無答率、得点率」及び「出題のねらいと内容、結果の考察」について掲載しているの、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

生徒の学習状況の実態がよく分かった。資料にある各教科共通の課題についてはそのとおりであると感じる。先日行われた教育懇話会において、ICTの活用が大きなテーマとなっていたことに関連し、例えば、基礎的な知識はICTを活用した自学自習で身につけてもらい、学校では主に身につけた知識を活用する授業を行うなど、ICTを活用した学習と対面授業をうまく組み合わせることで、こういった課題の解決につながるのではないかと感じた。

高 校 教 育 課 長

今回の結果分析により、思考力、判断力、表現力がやや弱いということが明らかになった。これらの力を育成していくためには、主体的、対話的で深い学び、つまり協働的な学びをどのように実現していくかという観点が必要だと感じている。委員御指摘のとおり、基礎的な内容については自学自習である程度の定着を図ることは可能と思われるが、それをどのように活用していくかということ、みんなで話し合い、考えていく必要がある。お互いの考えを持ち寄り共有したりする場面でICTは非常に有効なツールであると思う。ICTを活用した授業改善等については、今回の分析結果も踏まえて進めてまいりたいと考えている。

## 1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和3年8月6日(金)午後1時30分から開会する。

## 1 3 閉 会 午後2時11分

令和3年8月6日

署名委員

署名委員